

知的財産推進計画2018を踏まえた 特許庁の取組

平成30年12月 特許庁



1. 地方・中小企業・農業分野の 知財戦略強化支援

1. 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援 り 特許庁

重点5 中小企業の特許料等の一律半減、減免申請手続きの簡素化

- ①中小企業の特許料等の一律半減について広く周知
- ②減免申請手続きの簡素化についても検討

- ①中小企業の特許料等の一律半減
 - ✓ 制度を周知すべく、特許法等改正説明会を全国で実施
- ②減免申請手続きの簡素化
 - ✓ 減免申請の際に必要だった証明書類の提出を不要とすべく政省令を整備
 - ✓ 2019年4月施行予定

推進計画2018工程表の記載

中小企業の特許料等の一律半減について広く周知するととともに、減免申請手続きの簡素化についても検討。

1. 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援 🞾

参考1

特許庁

中小企業の特許料及び手数料の一律半減(2019年4月施行予定)

現行 改正後 【対象】 赤字企業、研究開発型企業など 個別法で対象が限定 全ての中小企業 (制度を利用する中小企業は 全体の1/3程度の利用にとどまる。) 【手続】 簡素化 煩雑 (証明書類の作成・提出) (証明書類不要) 【料金(国内出願) ※10年間権利を維持する平均的なケース 約20万円 約40万円(軽減前) 【料金(国際出願) ※特許庁及びWIPOに支払う国際出願関連手数料 約10万円 約20万円 (軽減前)

※特許特会を収支相償とするため、全ユーザーを対象に、減収見込み額見合いの料金の引上げを行う。

1. 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援 り 特許庁

重点8 金融機関による事業性評価における知財活用の促進

- ①「知財ビジネス評価書」の作成支援を強化(参考2、3)
- ②知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方を普及
- ①中小企業知財金融促進事業
 - √「知財ビジネス評価書」を平成26年度から金融機関向けに作成・提供し、都度内容の改善を実施
 - ✓平成28年度からは、既存の事業性評価に知財の観点を取り込んだ新たなスキームを構築する「伴 走型支援」を追加
 - ✓平成30年度からは地域金融機関系のベンチャーキャピタルにも対象を拡大
 - ✓平成30年度は従来より実施している金融機関職員向け研修・セミナーに加え、新たに企業の成長ステージ別(創業期・成長期・承継期)のケーススタディー研修を開催
 - ✓平成31年度からは後継事業として、知財を経営に活かすための具体的なアドバイスをする「知財ビジネス提案書」を金融機関に提供することを予定
- ②巡回特許庁におけるビジネス価値評価検討TF関連のセミナー
 - ✓知財制度の普及啓発イベント「巡回特許庁」において、セミナーを実施

推進計画2018工程表の記載

金融機関による企業の事業性評価における知財活用を促進するため、「知財ビジネス評価書」について、利用者たる金融機関の意見も踏まえつつ使いやすくするなど、その作成支援を強化するとともに、中小企業知財金融支援策の一層の充実に向けて、今後の在り方について検討を行う。また、知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方が普及されるよう促す。

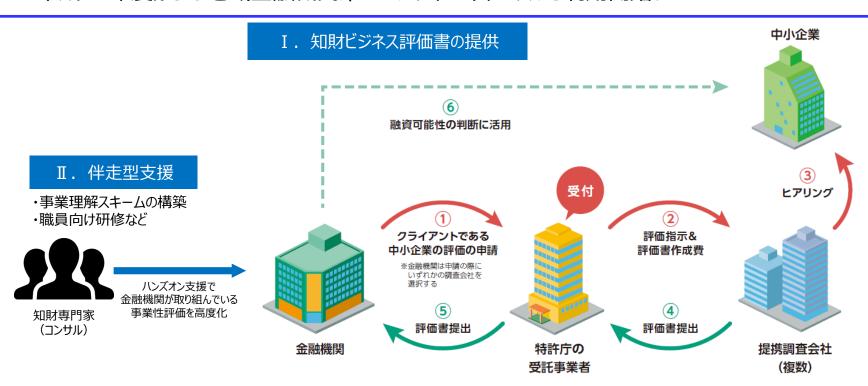
1. 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援 🞾

参考 2

特許庁

中小企業知財金融促進事業の概要

- 地域金融機関には、特許等の知的財産について評価できる<u>目利き人材が不足</u>。
- そこで、企業が保有する知的財産を活用したビジネスの実態をわかりやすく説明し、そのビジネス全体の評価を行った「知財ビジネス評価書」を平成26年度から金融機関向けに作成・提供。29年度末までに551件の知財ビジネス評価書を作成。
- 平成28年度からは、知財専門家(コンサル)を金融機関に派遣し、既存の事業性評価に知財の 観点を取り込んだ新たなスキームを構築する「伴走型支援」を追加。
- 平成30年度からは地域金融機関系のベンチャーキャピタルも利用開始。



1. 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援 🎾

参考3

全国に広がる知財ビジネス評価書の活用(平成26~30年度※)

知財ビジネス評価利用率 =利用した金融機関数/地域金融機関母数 利用率(%) 76~100% 51~75% 26~50%

0~25%

【中国】13

鳥取銀行、山陰合同銀行、

島根銀行、日本海信用金

庫、中国銀行、津山信用金

庫、広島銀行、もみじ銀行、

しまなみ信用金庫、

信用組合広島商銀、

広島信用金庫、

東山口信用金庫

山口銀行、

【九州・沖縄】19 西日本シティ銀行、大川信用金庫、 佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀東 信用組合、十八銀行、肥後銀行、 熊本中央信用金庫、大分銀行、 豊和銀行、大分県信用組合、宮崎 銀行、宮崎太陽銀行、鹿児島銀行、 【近畿】26

福邦銀行、敦賀信用金庫、滋賀銀行、 滋賀中央信用金庫、京都銀行、 京都中央信用金庫、近畿大阪銀行、 池田泉州銀行、関西アーバン銀行、 大正銀行、大阪信用金庫、 大阪シティ信用金庫、

北おおさか信用金庫、枚方信用金庫、 南都銀行、奈良中央信用金庫、 奈良信用金庫、紀陽銀行、

尼崎信用金庫、神戸信用金庫、 但陽信用金庫、但馬信用金庫、西兵 庫信用金庫、播州信用金庫、兵庫信

用金庫、兵庫県信用組合

【北海道】7 北海道銀行、北洋銀行、 旭川信用金庫、室蘭信用金 庫、北空知信用金庫、大地 みらい信用金庫、北央信用

【東北】19

青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、 岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、北上 信用金庫、盛岡信用金庫、秋田銀行、北 都銀行、七十七銀行、石巻信用金庫、荘 内銀行、山形銀行、きらやか銀行、山形信 用金庫、東邦銀行、福島銀行、二本松信 用金庫

【関東】78

常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、足利銀行、 鹿沼相互信用金庫、群馬銀行、東和銀行、アイオー信用金庫、 高崎信用金庫、桐牛信用金庫、北群馬信用金庫、あかぎ信用組合、 群馬県信用組合、武蔵野銀行、埼玉りそな銀行、川口信用金庫、 飯能信用金庫、千葉興業銀行、京葉銀行、佐原信用金庫、銚子信 用金庫、千葉信用金庫、東京ベイ信用金庫、房総信用組合、君津 信用組合、銚子商工信用組合、東京都民銀行、東日本銀行、東京 スター銀行、八千代銀行、朝日信用金庫、

亀有信用金庫、さわやか信用金庫、芝信用金庫、城北信用金庫、 昭和信用金庫、巣鴨信用金庫、西武信用金庫、多摩信用金庫、 東京信用金庫、東京シティ信用金庫、東京東信用金庫、 興産信用金庫、七島信用組合、横浜銀行、かながわ信用金庫、 川崎信用金庫、中栄信用金庫、平塚信用金庫、横浜信用金庫、 湘南信用金庫、相愛信用組合、北越銀行、大光銀行、 山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨県民信用組合、八十二銀行、 長野銀行、長野信用金庫、松本信用金庫、上田信用金庫、飯田信 用金庫、諏訪信用金庫、アルプス中央信用金庫、長野県信用組合、 静岡銀行、清水銀行、静岡中央銀行、磐田信用金庫、遠州信用金 庫、静岡信用金庫、浜松信用金庫、富士信用金庫、三島信用金庫、 焼津信用金庫、静清信用金庫

【中部】28

十六銀行、大垣共立銀行、大垣西濃信用金庫、 岐阜信用金庫、高山信用金庫、八幡信用金庫、 東濃信用金庫、飛騨信用組合、北陸銀行、富山 第一銀行、新湊信用金庫、高岡信用金庫、北國 銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、 岡崎信用金庫、蒲郡信用金庫、豊橋信用金庫、 西尾信用金庫、瀬戸信用金庫、尾西信用金庫、 豊橋商工信用組合、百五銀行、三重銀行、第三 銀行、北伊勢上野信用金庫、桑名信用金庫

南日本銀行、鹿児島興行信用組 合、沖縄銀行、琉球銀行、コザ信 用金庫

> 【四国】8 阿波銀行、徳島銀行、 百十四銀行、 高松信用金庫、

伊予銀行、愛媛銀行、 四国銀行、高知銀行、

※ 平成30年度は現在も応募受付中

1. 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援 🎾

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

産業財産権専門官の活動について

参考 4

■ 特許庁職員である産業財産権専門官が、中小企業や関係機関等への①個別訪問や②セミナー講師を通じて、「産業財産権制度」及び「企業レベルに応じた知財関連支援策」を紹介し、制度及び支援策の利用を促進する。
→中小企業の経営と知財を結びつけ、中小企業の売上拡大に貢献することが主たる目標。

役 割

中小企業・関係機関等に対する支援策・知財制度の紹介

- -支援策等の利用促進 ⇒ 支援後のフォローアップ
- -支援策等に対するニーズの把握 ⇒ 支援策等に反映



聴取した意見要望の

フィードバック



K

中小企業



知的財産権制度説明会 (初心者向け)の講師

各地域の 知財に関心がある者

各種知財セミナーの 講師

- ・中小企業経営者の団体
- ・税理士等の専門家の団体
- ·金融機関
- ・自治体や官庁 等

過去の主なセミナー実績

中小企業経営者・社員、金融機関の職員、 地方自治体、商工会・商工会議所、農協、協同組合、 税理士、中小企業診断士、技術士、行政書士、 公設試の研究員、中小企業家同友会 他

お問い合わせ先

特許庁普及支援課 産業財産権専門官 TEL: 03-3581-1101 (内線2340) E-mail: PA0661@jpo.go.jp

1. 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援 り 特許庁

重点12 品種登録出願された名称の第三者による悪意の商標出願問題

第三者により悪意で商標出願された場合の品種の名称の取扱いについて検討

- ▶ 商標審査基準ワーキンググループで検討
 - ✓品種登録出願の品種の名称の品種登録を阻害する目的がある悪意の商標出願への対応について、商標審査基準の改訂に向け検討中
 - ✓2019年1月開催予定の第27回商標審査基準ワーキンググループにて、パブリックコメント の結果を踏まえた改訂案をとりまとめ、2月に公表予定

推進計画2018工程表の記載

種苗法に基づき品種登録出願された品種の名称が、第三者により悪意で商標出願された場合の取扱いについて、商標審査 基準ワーキンググループで検討。

1. 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援 🎾

参考5

特許庁

商標審査基準ワーキンググループ

商標審査基準とは

- ・商標審査基準とは、商標審査官の統一的な判断を確保し、迅速・的確な審査を実現するためのもの。
- ・外部に公表することによって、商標の登録可否について、出願人の予見可能性に寄与するもの。

商標審査基準ワーキンググループとは

- ・商標審査基準ワーキンググループは、産業構造審議会知的財産分科会の下部組織である商標制度小委員会の
- 傘下に位置するワーキンググループ。
 ・商標を取り巻く状況や取引の実情に即した「商標審査基準」の整備を図るため、商標審査基準を審議する場として、平成25年7月に設立。

産業構造審議会 知的財産分科会 商標制度小委員会 商標審查基準WG

今年度の議題

- 「元号」に関する商標について
- 品種登録出願の品種の名称の品種登録を阻害する目的がある悪意の商標出願への対応について 商標審査の質に関するユーザー評価調査報告書を踏まえた識別力に関する更なる基準の明確化について
- 4. 分割の条文修正、書換に係る基準の削除について

1. 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援 り 特許庁

参考 6

商標審査基準の改訂

審査基準の改訂案

※パブリックコメント時の改訂案

商標法4条1項7号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準			
 2. 本号に該当する例 ① 「大学」等の文字を含み学校教育法に基づく大学等の名称と誤認を生ずるおそれがある場合。 ② 「○○士」などの文字を含み国家資格と誤認を生ずるおそれがある場合。 ③ 周知・著名な歴史上の人物名であって、当該人物に関連する公益的な施策に便乗し、その遂行を阻害する等公共の利益を損なうおそれがあると判断される場合。 ④ 国旗(外国のものを含む)の尊厳を害するような方法で表示した図形を有する場合。 ⑤ 音商標が、我が国でよく知られている牧急車のサイレン音を認識させる場合。 ⑥ 音商標が国歌(外国のものを含む)を想起させる場合。 ⑦ 品種登録出願中の品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗若しくはこれに類似する商品若しくは役務、又はその品種に係る収穫物若しくはこれに類似する商品若しくは役務、又はその品種に係る収穫物若しくはこれに類似する商品若しくは役務について使用をするものについて、品種登録出願後に商標登録出願をし、当該商標登録出願に当該品種の名称の品種登録を阻害する目的があることが、情報の提供等により得られた資料から認められる場合。 	 2. 本号に該当する例 ① 「大学」等の文字を含み学校教育法に基づく大学等の名称と誤認を生ずるおそれがある場合。 ② 「○○士」などの文字を含み国家資格と誤認を生ずるおそれがある場合。 ③ 周知・著名な歴史上の人物名であって、当該人物に関連する公益的な施策に便乗し、その遂行を阻害する等公共の利益を損なうおそれがあると判断される場合。 ④ 国旗(外国のものを含む)の尊厳を害するような方法で表示した図形を有する場合。 ⑤ 音商標が、我が国でよく知られている教急車のサイレン音を認識させる場合。 ⑥ 音商標が国歌(外国のものを含む)を想起させる場合。 			

スケジュール



参考 7

知財総合支援窓口 ※INPIT事業として実施

(中小企業の経営相談窓口)

商工会・商工会議所

中小企業支援センター

中小機構

- 中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開、海外展開までの幅広い知的財産 の多様な課題を、ワンストップで解決する一元的な窓口を平成23年度から47都道府県に設置。
- <u>弁理士や弁護士などの専門家の活用や、支援機関との連携</u>等、中小企業の人材・資金不足を補完しつつ、高度な知的財産の課題等を解決支援。

中 専門性の高いご相談にはINPITの専門窓口と連携支援 地域のワンストップ窓口 堅 ●産業財産権相談窓口(東京) (特許庁への出願手続等に関する相談) 営業秘密・知財戦略相談窓口(東京) 中 P (営業秘密管理や知財戦略に関する相談) 相 総合支 小 海外展開知財支援窓口(東京) (海外進出・展開の知的財産面での支援) 企業等のお客様 ●関西知財戦略支援専門窓口(大阪) 知財で (営業秘密管理や知財戦略に関する相談、 援窓 海外進出・展開の知的財産面での支援) 経営力強化 専門家 様々な分野の専門家による 支 援 サポート 弁理士、弁護士、 中小企業診断士、 デザイナー等 様々な機関と連携支援 ジェトロ よろず支援拠点 日本規格協会

• 地方農政局等

公設試験研究機関

大学、研究機関

自治体

農業分野の連携状況

- ●地方農政局等との連携を図り、 地理的表示保護制度等の農林水産 業に関する知的財産の相談を受け付 ける体制を整備。
- ●知財総合支援窓口担当者研修で 農林水産分野の知財に関する研修を 実施すると共に、農水省の各都道府 県新人普及指導員研修で知財総合 支援窓口の紹介を行い、相談窓口の 相互利用を一層推進。

【参考】農林水産関係の相談件数 (29年度) 相談者の業種=農林水産業 4,770件 支援内容の知財区分=種苗法、地理的表示 280件

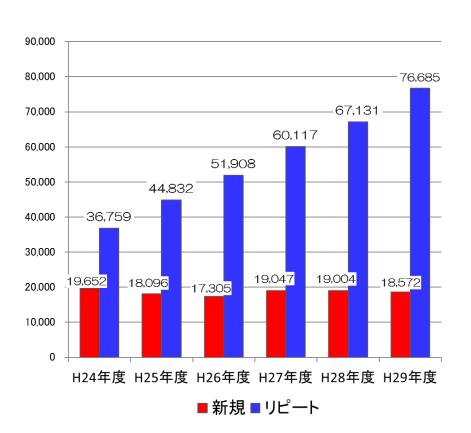


知財総合支援窓口相談件数(新規の相談件数)

参考8

相談件数は年々増加傾向。うち、新規の相談は、毎年一定程度で推移している。

相談件数の推移(全国)新規・リピート別 各知財総合支援窓口相談件数(29年度)



1.1 1.48	4m 34 -4	Les and the New Les	> 1. ±<.15	11-1-4	₩1.\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	소마르바 1대 왕이	~ + +r+n
地域	都道府県	相談件数	うち新規	地域	都道府県	相談件数	うち新規
北海道	北海道	2614	638	近畿	福井	1870	188
東北	青 森	2441	163		滋賀	1846	408
	岩 手	1599	177		京都	2186	501
	宮城	1627	275		大 阪 兵 庫	5559	1254
	秋田	1529	144		<u>共</u> 奈良	2631 2024	644 351
	山形	1478	226		和歌山	1092	218
	福島	1881	236		近畿計	17208	3564
	東北 計	10555	1221	中国	鳥取	1160	172
関東	茨 城	1575	459		島根	1304	148
	栃木	1629	252		岡山	2220	309
	群馬	1730	330		広 島	2604	571
	埼玉	1972	473		山口	1940	323
	千葉	1467	373		中国 計	9228	1523
	東京	3233	1756	四国	徳島	1179	173
		 			香川	1393	164
	神奈川	4303	730		愛媛	1258	213
	長野	2109	326		高知	1065	127
	山梨	2041	204		四国計	4895	677
	静岡	2541	528	九州	福岡	3178	953
	新 潟	1538	250		佐賀	2386	266
	関東 計	24138	5681		長崎	2474	257
中部	愛 知	4188	943		熊本	1276	353
	岐 阜	1762	306		大分	1909	262
	三重	2406	349		宮 崎 鹿児島	1733 1680	335 374
	富山	1396	190		九州 計	14636	2800
	石川	1073	277	—————————————————————————————————————	沖縄	1158	403
	中部計	10825	2065	が一般	計	95257	18572
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						



知財総合支援窓口支援事例

参考9

◆支援事例①株式会社サークル・ワン (大分県別府市 情報サービス業 従業員7名)

窓口活用 の経緯 ・「インターネットを活用したIP通信機」の開発において、 他者との差別化・模倣対策として、知的財産権などの 権利化ができないかを検討しており、権利化の可能性 について窓口に相談。

知財総合支 援窓口での 支援内容

- ・権利化のために発明の技術ポイントなどを明確にする 必要があることを説明。
- ・権利化の可能性や権利範囲の特定などについて、 知財専門家(弁理士)を交えて協議し、助言を行った。 相談案件について特許出願し、登録に至った。

支援後の 変化 ・同社はこれまでも知財に関する意識は持っていたが、 今回の支援を通して、**さらに知財の重要性を認識する** ようになった。

また、特許権をもとに大手メーカーへ提案し、販路を拡大したり、自治体に積極的にPRしたりと攻めの営業戦略を推進し、新たなニーズの開拓を進めている。

<一押し商品>「IP通信機」

他社が自社開発のIP通信機のみを販売しているのに対し、当社は自社開発IP通信機とユーザーが持っているPCやスマホをIP通信機に変身させるプログラムを制作。



◆支援事例②近畿編針株式会社 (奈良県生駒市 製造業 従業員27名)

窓口活用 の経緯 ・創業100 周年を記念した新たなブランド創りにあたり、商標登録をするため知財総合支援窓口に相談。

知財総合支 援窓口での 支援内容

- · 奈良県よろず支援拠点から「ブランディングデザイ ナー lを派遣いただき、連携して支援。
- ・新ブランドの出願支援
- ・知財総合支援窓口は知財専門家を活用し、海外登録を支援

支援後の 変化 ・「国際ブランド創り」のため、デザイナーから提案頂いた ブ

ランド案の中から、海外現地担当者の意見等をもとに ブランドを決定。

- ・国内出願を支援、出願完了。
- ・(公財)奈良県地域産業振興センターにて海外出

願補助金の採択を受け、国際出願中。

<一押し商品>非対称針



当社の23cm 非対称輪針は、ソック・ニッティング(靴下編み)用に開発された当社のオリジナル商品。



新ブランド**"Seeknit"** Knitting (編物) を Seek(追求)

13





重点48 商標審査体制の整備等

- ①審査処理促進につながるよう、商標審査体制を整備(参考10~12)
- ②新しいタイプの商標についての商標審査基準等の改訂の検討
- ①商標審査体制の整備
 - ▶商標における民間調査者の活用可能性実証事業
 ✓委託事業者が採用した調査者が詳細な商標登録出願についての調査を実施
 - ▶ファストトラック審査の開始
 ✓商品・サービスの記載に問題がないことが明らかな出願を通常に比べて2か月程度早く審査する運用
 - ▶非常勤職員(資料分類調査員)の増員
 ✓審査事務に必要な各種資料の収集・整理等に非常勤職員を活用
- ②新しいタイプの商標
 - ▶新しいタイプの商標の審査内容について実態分析を行っているところ。2019年度以降、必要に応じて商標審査基準等の改訂も視野に入れ、引き続き検討

推進計画2018工程表の記載

商標審査官定員の増加に加え、新しい調査事業の創設や調査員の増員等、次年度以降の審査処理促進に繋がるように商標審査体制を整備する。

また、商標審査基準等の改訂を視野に新しいタイプの商標の審査内容について実態分析を行い、必要に応じて商標審査基準等の改訂を検討。



商標における民間調査者の活用可能性実証事業

参考10

事業の内容

事業目的·概要

- 増大する商標登録出願が審査期間を長期化させるおそれがあるため、 審査の効率化をより促進する必要があります。そこで、民間調査者が 持つ、商標登録出願についての調査能力及びその活用可能性を実 証します。
- 委託事業者が実証機関となり、事業者が適切と考え、特許庁が認めた者を調査者として採用し、商標登録出願についての調査を実施させ、調査結果を報告書にまとめます。特許庁は、調査結果を商標審査に活用することにより、審査をより効率化させ、商標登録出願の円滑な処理及び権利化の維持を図ります。
- 調査内容を審査官が確認し、必要に応じてフィードバックを行うことで、 民間調査者の能力及び調査の質を向上させます。
- 委託事業者は、調査者の評価等を行い、事業の実施方法や調査者の育成方法等に関する実証結果報告書を作成します。
- 平成31年度から同33年度までの3年間の試行的な委託事業として 実施します。

成果目標

● 調査者の育成方法及びこの種の調査を行う請負事業の仕様の確立

条件(対象者、対象行為、補助率等)

玉

委託契約

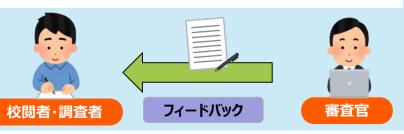
民間事業者等

事業イメージ

- 委託事業者が採用した調査者が詳細な調査を実施します。
- 調査報告書を商標審査に活用し、更なる審査の効率化を図ります。



- 調査内容について、必要に応じて審査官よりフィードバックを行うことで、民間の調査者の能力及び調査の質の向上を図ります。
- 委託事業者は、事業の実施方法や調査者の育成方法等に関する実証 結果報告書を作成します。



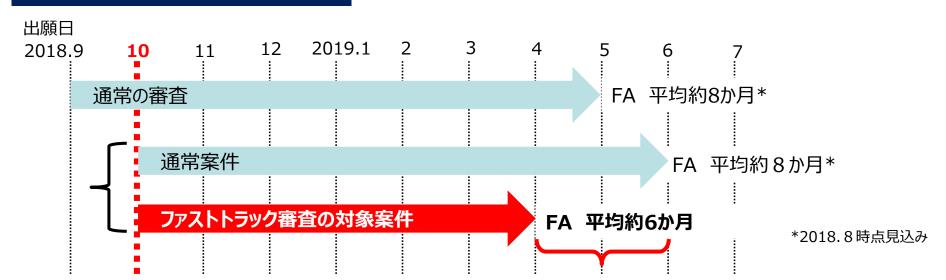


参考11

ファストトラック審査の開始

- 商品・サービスの記載に問題がないことが明らかな出願を<mark>通常に比べて2か月程度早く審査</mark> する運用
- 2018年10月1日以降の出願が対象
- 案件の抽出は特許庁が行うため、申請は不要、手数料も不要
- ➡商品・サービスの記載に問題がない出願が増え、審査負担が軽減されて審査の処理促進に







非常勤職員(資料分類調査員)の増員について

参考12

事業の目的・概要

審査事務に必要な各種資料の収集・整理等に非常勤職員を活用することにより、審査官が調査に要する時間を短縮すると共に、審査以外の業務に要する時間も短縮し、審査処理の迅速化を図ることができます。

事業イメージ

商標審査の迅速化のために、審査官の判断のもととなる新聞・雑誌・インターネット情報の収集、資料の整理・取りまとめ、翻訳作業などを行います。

審查部門

審査官は、 非常勤職員が収集・整 理等した情報に基づき 判断・起案



非常勤職員(資料分類調査員)

商標の使用に関する 新聞・雑誌・インターネット情報等の収集・整理

不明確な商品・役務に関する 新聞・雑誌・インターネット情報等の収集・整理

国際出願の審査情報に関する翻訳・入力・資料整備等



重点49 PCT協働調査試行プログラム

ユーザーがより高品質な国際調査報告を得ることができるよう、海外知財庁と連携して PCT協働調査試行プログラムを開始

- ➤ PCT協働調査試行プログラム
 - ✓ 五大特許庁が協働して先行技術調査や特許性判断を行う世界初の取組であり、2018 年7月1日から試行開始
 - ✓ PCT協働調査では、一つのPCT出願に対して主担当の特許庁が副担当の特許庁と協働して、特許可能性に関する判断を行い、一つの国際調査報告を作成し、出願人に提供
 - ✓ 案件の受入れ期間は2018年7月~2020年6月を予定。試行期間中の手数料は不要

推進計画2018工程表の記載

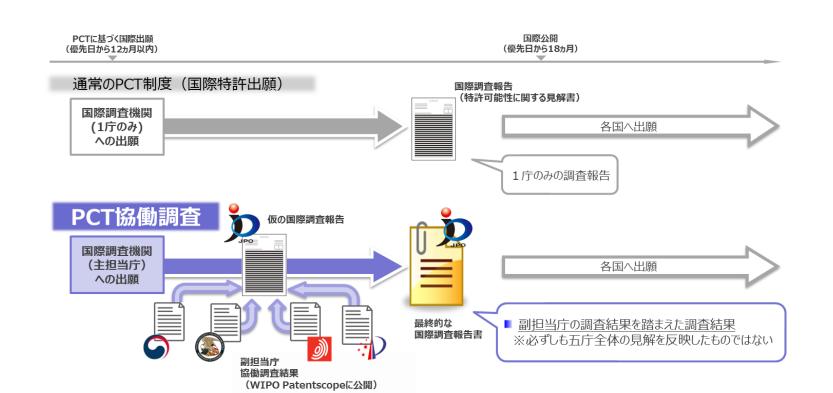
特許協力条約(PCT)に基づく国際出願について、ユーザーがより高品質な国際調査報告を得ることができるよう、海外知財庁と連携して国際調査報告を作成する枠組みであるPCT協働調査試行プログラムを2018年度中に開始し、着実に実施。



参考13

PCT協働調査試行プログラム

- ✓ 五大特許庁が協働して先行技術調査や特許性判断を行う世界初の取組であり、2018年7月1日から試行開始。
- ✓ PCT段階で複数庁の調査結果が得られるため、<u>海外での円滑な特許権取得</u>が可能となることが期待される(複数 庁の結果はPatent scopeで閲覧可能)。
- ✓ PCT協働調査では、一つのPCT出願に対して主担当の特許庁が副担当の特許庁と協働して、特許可能性に関する判断を行い、一つの国際調査報告を作成し、出願人に提供。
- ✓ 試行期間(案件の受入れ期間は2018年7月~2020年6月)中追加の手数料は不要。 (通常の調査手数料のみで五庁の調査結果が入手可能)





参考14

PCT協働調査試行プログラム

日本国特許庁を主担当庁とする場合の参加要件

- 試行プログラムへの参加申請書「Request to Participate in the IP5 PCT Collaborative Search & Examination Pilot」(特許庁ホームページに掲載)が作成され、国際出願と同時に提出されなくてはならない。
- ▶ 日本国特許庁を主担当庁とする場合、受理官庁が日本国特許庁(JPO)、米国特許商標庁(USPTO)又は世界知的所有権機関 (WIPO)のいずれかでなくてはならない。
- 参加申請書及び国際出願が上記各受理官庁の定める方法で提出されていなくてはならない。受理官庁として日本国特許庁を選択する場合、インターネット出願ソフトを用い、オンラインで提出する必要がある。
- ▶ 参加申請書及び国際出願書類が英語で作成されていなくてはならない。
- ▶ 同一の出願人について、日本国特許庁を主担当とするPCT協働調査試行プログラムの受理件数が10件(2年間合計)以下でなくてはならない。
- ▶ 日本国特許庁が受け入れ可能な参加申請の総数は50件/年。





重点50 人工知能(AI)技術の活用に向けたアクション・プラン

AI技術の活用を加速化するため、必要な体制整備を含めた具体的な検討

- ➤ 特許庁業務の支援ツールとしてAIを導入
 - ✓AIを活用したシステム開発は技術の進展が早いため、<u>短期間でPDCAを回せるアジャイル開</u> 発を導入
 - ✓AIによる支援ツールは、特許庁自身が責任を持って微調整を続けるため、ブラックボックス化を避ける必要があり、内部人材が自ら開発
 - ✓アジャイル開発案件の候補
 - ✓特許分類付与
 - ✓特許の先行技術調査(検索式作成支援)
 - ✓商標検索機能の強化(イメージサーチの導入)など

推進計画2018工程表の記載

世界最高の知財立国を目指し、引き続き、特許行政事務の高度化・効率化に取り組む。「特許庁における人工知能(AI)技術の活用に向けたアクション・プラン」(2017年4月27日公表)に沿って2017年度に実施した実証事業等の結果を踏まえ、AI技術の活用を加速化するため、必要な体制整備を含め、具体的な検討をさらに進める。



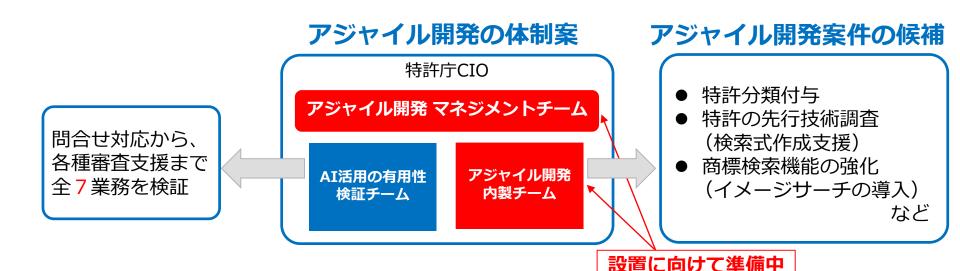
参考15

特許庁業務におけるAIの導入

- ▶ 特許庁業務の支援ツールとしてAIを導入し、業務の一層の迅速化・質の向上を図る。
- ➤ AI導入は、各国知財庁で取組中。

開発手法

- ➤ AIを活用したシステム開発は技術の進展が早いため、<u>短期間でPDCAを回せるアジャイル開発</u>を 導入。(高い信頼性が要求される大規模な基幹システムは、引き続きウォーターフォール開発を実施。)
- ▶ AIによる支援ツールは、特許庁自身が責任を持って微調整を続けるため、ブラックボックス化を 避ける必要があり、内部人材が自ら開発。

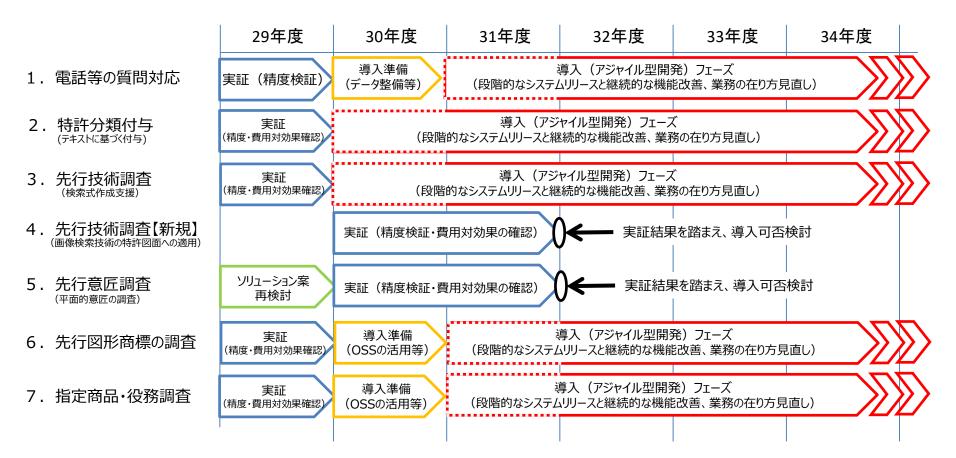




参考16

特許庁における人工知能AI技術の活用に向けたアクション・プラン (平成30年度改訂版)

▶ 平成28年度にアクション・プランを策定。平成29年度に行った検討の結果 を踏まえ、平成30年度に改定。



(※) 各事業の取組は、大まかな想定であり、実証の進捗状況、関連技術の開発の進展、その他の諸情勢により、変更がありうる。



重点51 特許情報プラットフォームの整備

照会できる審査・審判書類情報の拡充、及び書誌情報・経過情報の提供の迅速化 に向けた特許情報プラットフォームの整備

- ➤ 経過情報提供の迅速化
 - ✓ 審査・審判経過情報の提供までに要する期間を約3週間から1日に短縮
- ▶ 提供される書類の範囲拡充
 - ✓意匠・商標の審査段階の書類や、特許・実用新案・意匠・商標の審判段階の書類が新たに照会可能
- > 検索対象の拡充
 - ✓「中韓文献翻訳・検索システム」にて提供中のサービスがJ-PlatPatでも利用可能となるとともに、 権利が消滅した商標を新たに検索可能
- ▶ 使いやすさの改善
 - ✓キーワードや文献番号を用いて、特許・実用新案・意匠・商標の文献を横断的に検索可能 など

推進計画2018工程表の記載

特許情報へのアクセスに関するユーザーの負担を軽減するため、照会できる審査・審判書類情報の拡充、及び書誌情報・経過情報の提供の迅速化に向けた特許情報プラットフォームの整備を進める。



特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)

参考17

▶インターネットで無料で利用できる、国内最大級の技術情報データベース



- ◆ 特許情報がより簡便に利用される環境を整備するため、平成 11年に特許電子図書館(IPDL)サービスを開始。多様化する ユーザーニーズに応えるべく平成27年3月にJ-PlatPatとして リニューアル。
- ◆ 特許、実用新案、意匠、商標の国内外の公報等約1億3000万件を文献番号、キーワード等により検索することが可能。
- ◆ 直感的に使いやすい簡易なユーザーインターフェイスを採用し、 初心者にも簡単に使えるサービスを提供。
- ◆ 我が国において、誰でも無料で利用できる特許情報提供サービスとして定着。



重点52 機械翻訳システムの精度を向上させるための取組

- ①我が国特許庁の審査・審判情報の海外への発信力強化
- ②我が国のユーザーが外国特許庁の知財情報へアクセス性向上

①日本の審査書類の英訳

✓平成31年度以降、日本の審査関連情報の対外発信力の強化のため、審査書類の人手による英訳文 と機械翻訳の学習用データを作成し、日英機械翻訳の高精度化を実施。

②中国審決の和訳

✓平成31年度以降、我が国ユーザの中国審決情報へのアクセス性向上のため、中国審決の人手による和 訳文と機械翻訳の学習用データを作成し、中日機械翻訳の高精度化を実施。

推進計画2018工程表の記載

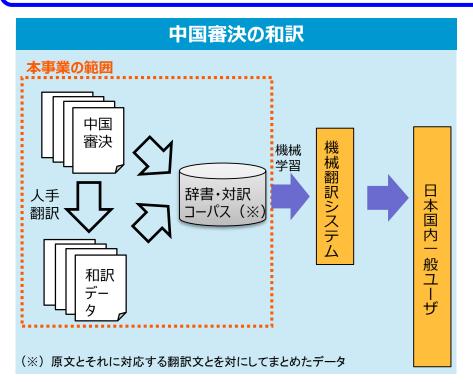
機械翻訳の学習用データの作成を含む、機械翻訳システムの精度を向上させるための具体的な取組について整理・検討。

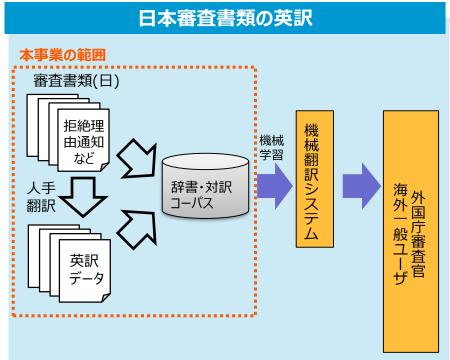


参考18

機械翻訳システム精度向上に向けた環境整備

- > (日本の審査書類の英訳)
 - 平成31年度以降、日本の審査関連情報の対外発信力の強化のため、審査書類の人手による英訳文と機械翻訳の学習用データを作成し、日英機械翻訳の高精度化を実施
- ▶ (中国審決の和訳) 平成31年度以降、我が国ユーザの中国審決情報へのアクセス性向上のため、中国審決の人手による和訳文と機械翻訳の学習用データを作成し、中日機械翻訳の高精度化を実施







重点53 標準必須特許を巡る紛争

- ①「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の作成・普及・啓発(参考10)
- ② 標準必須性に係る判断のための判定の運用(参考11)
- ① 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き
 - ▶手引きの作成
 - ✓2018年6月に公表
 - ✓内外の裁判例や実務等の動向を踏まえ、ライセンス交渉を巡る論点を客観的に整理
 - ▶手引きの普及・啓発
 - ✓国際会合、企業との意見交換会、「知的財産権制度説明会」(実務者向け)等にて周知
- ② 標準必須性に係る判断のための判定
 - ✓2018年4月から開始
 - ✓本運用の目的は、「当事者間において特許発明の標準必須性に関する争いがある場合を対象として、特許庁が専門的、技術的知見を生かし、判定において標準必須性に係る判断をすることにより、ライセンス交渉の円滑化や紛争解決の迅速化を図ること」
 - ✓国際会合、企業との意見交換会、「知的財産権制度説明会」(実務者向け)、雑誌等にて周知

推進計画2018工程表の記載

標準必須特許を巡る紛争の未然防止、早期解決を図るため「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の作成・普及・啓発を実施する。 2018年4月から開始した標準必須性に係る判断のための判定の運用により、ライセンス交渉の円滑化や紛争解決の迅速化を図る。



参考19

「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の作成・周知

「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の概要

I. 手引きの目的

- 現時点における内外の裁判例や実務等の動向を踏まえ、ライセンス交渉を巡る論点を客観的に整理
 - ▶ どう行動すれば「誠実に交渉している」と認められ、実施者は差止めを回避し、特許権者は適切な対価を得られやすいか
 - ➢ 法的拘束力を持つものではない

Ⅱ. ライセンス交渉の進め方

A. 誠実性

- 各交渉段階で当事者がとるべき対応
- 不誠実な行為の具体例

B. 効率性

- ライセンス交渉の効率性に係る考慮要素
- サプライチェーンの中で誰がライセンス契約の締結 主体となるべきか

Ⅲ. ロイヤルティの算定方法

A. 合理的なロイヤルティ

- 算定の基礎をどのように決定すべきか
- 料率をどのように決定すべきか

B. 非差別的なロイヤルティ

■ 使途に応じてライセンスの料率や額を変える ことは差別的か(use-based license)

C. その他の考慮要素

■ ロイヤルティの支払い方法

国際会合、企業との意見交換会、「知的財産権制度説明会」(実務者向け)等にて周知



参考20

標準必須性に係る判断のための判定の運用の周知



国際会合、企業との意見交換会、「知的財産権制度説明会」(実務者向け)、雑誌等にて周知



重点54 特許法改正後の適切な運用の注視と新制度の周知

平成30年特許法改正により導入される新制度について、適切な運用の注視と新制度の周知

- ▶ 不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)
 - ✓ 中小企業等による知財活用の促進
 - ✓ 知財紛争処理手続の拡充
 - ✓ ユーザーの利便性向上等
 - ✓ 新制度を周知すべく、特許法等改正説明会を全国で実施

推進計画2018工程表の記載

特許法が改正された場合には、適切な運用を見守り、新制度の周知。

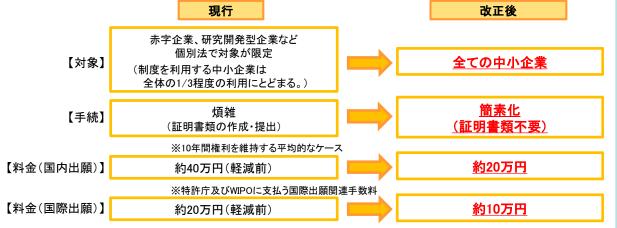


平成30年特許法等改正の概要

参考21

【1】中小企業等による知財活用の促進

(1) 中小企業等の特許料等の一律半減制度の導入



※特許特会を収支相償とするため、全ユーザーを対象に、減収見込み額見合いの料金引上げを行う予定。

(2) 弁理士の業務追加

• 「標準化」「データ利活用」関連を弁理士法上の秘密保持等の義務の対象であることを明確化する。

(3) 新規性喪失の例外期間の延長

・ 研究者等が出願前に論文発表等を行った場合の救済措置を拡充する。(6か月→1年)

【2】知財紛争処理手続の拡充

(1)インカメラ手続の拡充

- 裁判所が書類提出命令を出すに際して、非 公開(インカメラ)で書類の必要性を判断できるようにする。
- 上記手続に中立の技術専門家(専門委員) が関与できるようにする。

(2)判定制度の改善

- 「判定」[※]制度の関係書類に営業秘密の記載 がある場合、その閲覧を制限する。
- ※「判定」とは、製品が他者の特許権を侵害している か否か、特許庁が参考意見を示すもの。

【3】ユーザーの利便性向上等

- (1)クレジットカードを利用した特許料等納付制度の導入(印紙や口座振替に加え、特許料等のクレジットカード払いを認める)
- (2) **意匠分野における優先権書類の電子的交換制度の導入**(最初に意匠出願した国への出願日を、その後に出願した他の国でも 出願日とすることができる制度(パリ条約による優先権制度)について、必要書類のオンラインでのやり取りを認める。)
- (3)商標における分割出願の要件強化